

「外あそびレジャー保険」をご契約いただくお客様へ

重要事項のご説明

株式会社ヤマップネイチャランス損害保険



この書面では、外あそびレジャー保険(総合傷害保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みくださいますようお願いいたします。

●**保険契約者と被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、**被保険者**の方に必ずご説明ください。

各項目に表示しているマークは次の内容であることを示しています。



契約概要

▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報

▶ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当社ホームページに掲載しております「普通保険約款・特約」をご覧ください。



約款

▶ このマークに記載の項目は、「普通保険約款・特約」に記載されています。

※「普通保険約款・特約」は、ご契約時にはお申込み画面で、ご契約後にはマイページからもご覧いただけます。

用語のご説明

この書面で使用している保険用語のご説明です。

分類	用語	ご説明
約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
	記名被保険者	保険証券の被保険者欄もしくは付属の被保険者明細書に記載されている方をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される事由が生じた場合に当社が支払うべき保険金の額または限度額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(注) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注)中毒症状…継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	遭難	自宅外での活動中に、生死にかかわるような危険にあうこと。または行方不明、迷子をいいます。夜逃げ・失踪等自らの意思によるものを除きます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
	申込画面等	インターネットの専用ホームページに用意された、当社の保険に加入するための「申込画面」をいい、保険契約申込書を含みます。

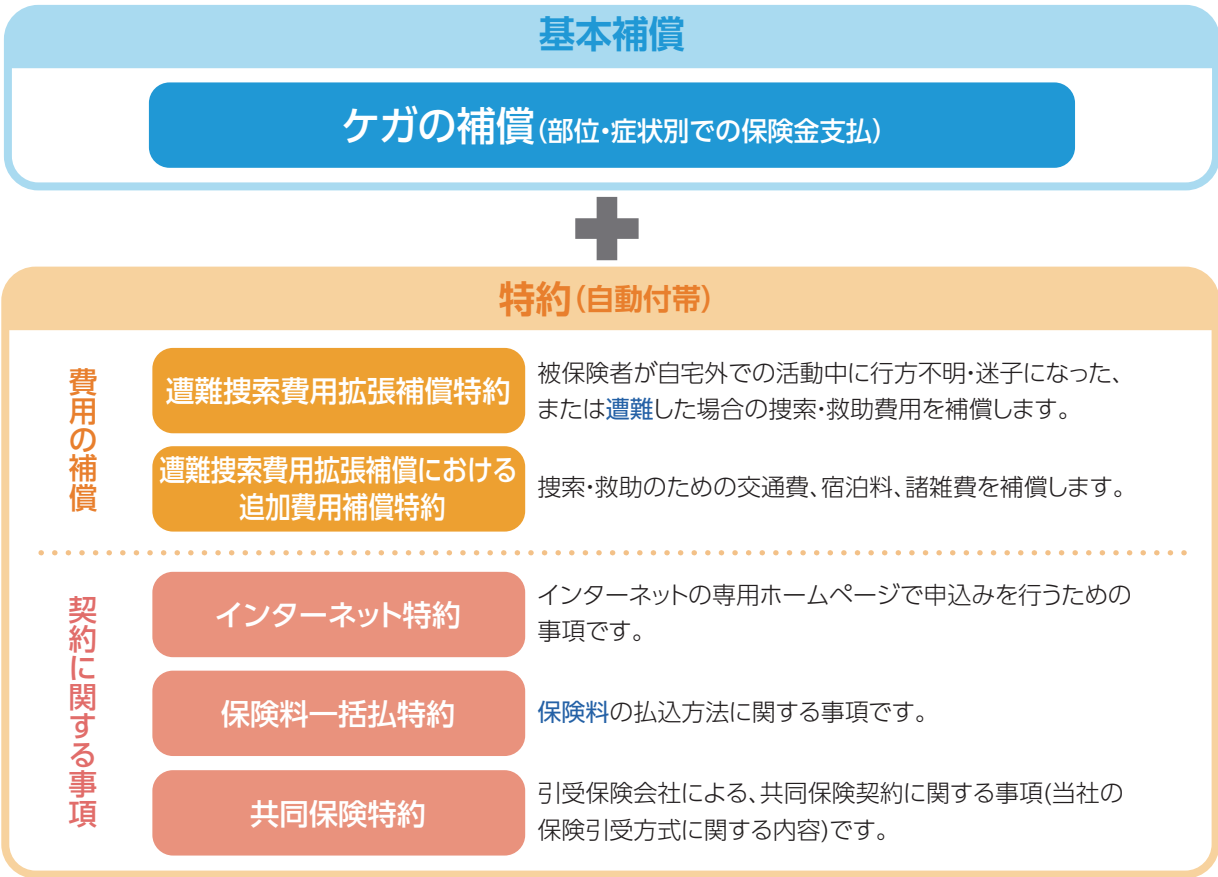
1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み ☑ 契約概要

基本となる補償、および特約は下図の通りです。
特約は、ご契約時にすべて自動で付帯されます。

総合傷害保険「外あそびレジャー保険」



②被保険者の範囲 ☑ 契約概要

被保険者の範囲は、次のとおりです。

約款 ▶ 各プランにおける被保険者の範囲についての詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

契約プラン	1契約あたりの被保険者人数	被保険者の範囲	加入年齢	居住地および保険事故の発生地
 個人型	1名	契約者本人 もしくは 申込み時に 指定した 被保険者	年齢制限なし ※未成年者は親 権者が契約者と なり、被保険者 を未成年者とし て契約	日本国内のみ

(2)基本となる補償および保険金額

契約概要

注意喚起情報

①基本となる補償

基本となる補償の構成は次のとおりです。

約款 ▶ 補償内容の詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	○ 保険金をお支払いする 主な場合	✕ 保険金をお支払いすることが できない主な場合
部位・症状別 保険金	急激かつ偶然な外来の事故に よって身体に 傷害 を被った場合 (次の傷害部位・症状別保険金 支払率一覧に示すとおり)	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●無資格運転、酒気運転、麻薬等により正常な運転が できないおそれがある状態での運転による事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●外科的手術その他の医療処置 ●刑の執行 ●戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除く)、 核燃料物質等によるもの ●地震、噴火またはこれらによる津波 ●誤嚥(ごえん)による事故、入浴中の溺水 ●医学的他覚所見のないもの ●リュージュ、ボブスレー、スケルトン、 航空機(注1)操縦(注2)、スカイダイビング、 ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注3)搭乗、 ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ●競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を 含みます)の間の事故 など

(注1)グライダーおよび飛行船を除きます。(注2)職務として操縦する場合を除きます。

(注3)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

傷害部位・症状別保険金支払率一覧

単位:%

症状	部位	頭部	顔面部			頸部	胸部、腹部	背部、臀部	上肢		下肢		全身 (注3)
			眼・歯 以外	眼	歯				手指 以外	手指	足指 以外	足指	
・筋、腱、靱帯の断裂 (完全な切断)		—	—	—	—	—	65	65	35	35	40	30	—
・骨折 ・脱臼		65	30	—	—	80	35	60	35	20	65	25	85
・欠損 ・切断		—	20	—	5	—	—	—	100	20	100	30	—
・頭蓋内・眼球の 内出血、血腫 (脳挫傷を含む)		100	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・神経の損傷または 断裂		100	40	60	—	40	—	40	40	30	40	30	—
・脊髄の損傷または 断裂		—	—	—	—	100	—	100	—	—	—	—	—
・臓器の損傷または 破裂(手術を伴うもの) ・眼球の損傷または破裂		—	—	60	—	—	90	—	—	—	—	—	—
・臓器の損傷または破裂 (手術を伴わないもの)		—	—	—	—	—	55	—	—	—	—	—	—
・毒を持つ動物による 咬傷・刺傷(注4)		10	10	—	—	10	10	10	10	10	10	10	20
・熱中症 ・熱射病		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
・有毒なガスまたは物質 による中毒症状(注5)		10											

(注1) お支払いする傷害部位・症状別保険金の額は、次の算式によります。

お支払いする保険金の額＝保険証券に記載の傷害部位・症状別保険金額×上記支払率(%)

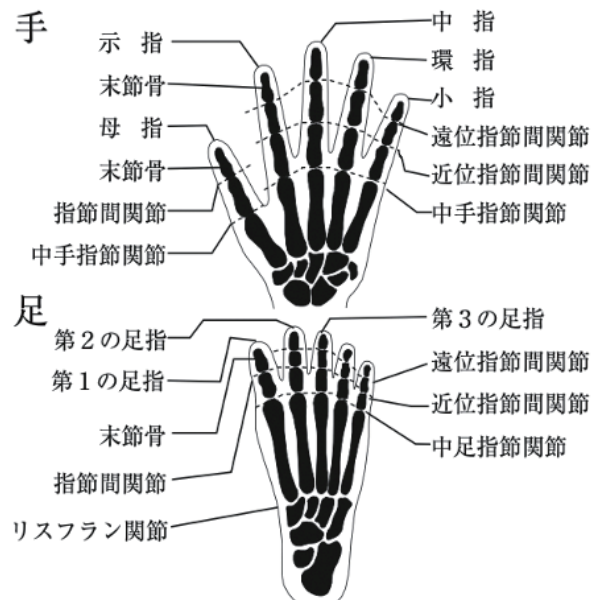
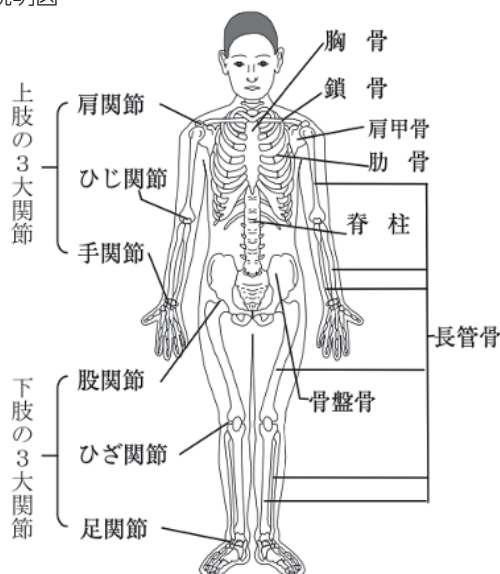
(注2) 同一の事故により被ったケガの部位・症状が上表の複数項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払金額を適用します。

(注3) 上表の「全身」とは、同一の症状につき次の部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。頭部、顔面部(眼、歯は含まず)、頸部、胸部または腹部、背部または臀部、上肢、下肢。

(注4) 細菌、ウイルス、真菌、寄生虫等の病原体による感染症を除きます。

(注5) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生もしくは発症する中毒症状をいいます。この場合、部位にかかわらず10%とします。

(注6) 関節等の説明図



②特約の概要

☑ 契約概要

約款 ▶ 詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

外あそびレジャー保険に付帯される特約の概要は次のとおりです。

	特約の種類	保険金をお支払いする場合
自動付帯	遭難搜索費用 拡張補償特約	日本国内において、被保険者が、自宅外での活動^(注1)中に迷子・行方不明になった、または遭難したことによって、被保険者またはその親族および法定代理人等が搜索・救助のために負担した費用^(注2)に対し、当社の定める限度額の範囲^(注3)で遭難搜索費用拡張補償保険金を支払います。 (注1)保険金をお支払いできない場合の詳細については、普通保険約款・特約をご参照ください。 (注2)被保険者の搜索・救助活動に従事した人の人件費、日当、装備費、交通費、被保険者の搜索・救助活動に従事した自動車、航空機、ドローン等の運航に係る費用をいいます。 (注3)一保険期間中において、遭難搜索追加費用補償保険金と合わせてお申込みの額をもって限度とします。
自動付帯	遭難搜索費用 拡張補償における 追加費用補償特約	保険契約に遭難搜索費用拡張補償特約が付帯されており、かつ、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用となります。この特約で定める追加費用とは、次のとおりです。ただし、一保険期間を通じ①～③合計でお申込みの額を限度とします。 ①交通費／救援者が、現地に赴くために利用する公共交通機関等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。 ②宿泊施設の客室料／現地および現地までの行程において救援者が利用した宿泊施設の客室料をいい、救援者2名分、かつ、14日分を限度とします。 ③諸雑費／救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費をいい、3万円を限度とします。
自動付帯	インターネット特約	当社に対して保険契約の申込みをしようとする場合は、通信手段を媒介として、申込意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。この規定を適用する場合は、当社に対して保険契約の申込みをしようとする方は、インターネットの専用ホームページにおいて、次の手続きを行うものとします。 ①契約情報入力画面に定められた必要な事項を入力すること。 ②契約情報確認画面に明示された内容を確認し、また、その内容に同意したうえで、契約情報画面を当社へ送信すること。
自動付帯	保険料一括払特約	保険契約者は、インターネットの専用ホームページにおいて、保険料をクレジットカード払いの方法により払い込むこととします。
自動付帯	共同保険特約	この保険契約は、引受保険会社^(注)による共同保険契約であって、引受保険会社^(注)は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。 (注)保険契約画面に記載の保険会社をいいます。

③お支払いする損害保険金の限度額 ☑ 契約概要

「外あそびレジャー保険」において、お支払いする損害保険金の限度額は次表のとおりです。

支払い限度額

今回ご契約いただく補償	支払い限度額
1. ケガの補償(傷害部位・症状別保険金)	お申込みの額 (保険証券記載の額) ※被保険者1名ごと
2. 遭難捜索費用拡張補償特約 3. 遭難捜索費用拡張補償特約における追加費用補償特約	お申込みの額 (保険証券記載の額) ※被保険者1名ごと ※一保険期間中の支払い限度
※被保険者の範囲(家族型)に関する特約が付帯している場合	上記1.2.3それぞれの限度額に加え 全ての被保険者かつ全ての補償で 合計1,500万円を限度とする。

約款 ▶ 損害額の計算方法については、普通保険約款・特約をご参照ください。

④補償の重複 ⚠ 注意喚起情報

契約にあたり、同様の保険契約(個人用傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額を確認し、ご契約ください。

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1. ケガの補償(傷害部位・症状別保険金)	団体傷害保険、傷害共済等
2. 遭難捜索費用拡張補償特約	登山保険・アウトドア保険の 遭難捜索費用・救援者費用特約等
3. 遭難捜索費用拡張補償特約における追加費用補償特約	

約款 ▶ 補償内容の詳細については、普通保険約款・特約をご参照ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

☑ 契約概要

⚠ 注意喚起情報

お客様が実際に契約する保険期間につきましては、契約申込画面等にてご確認ください。

契約プラン	保険期間	補償の開始	補償の終了
個人型	7日	保険期間の初日の0時 ただし、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。	保険期間の末日の24時

※保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。

(3) 保険料決定の仕組みと払込方法

① 保険料決定の仕組み

☑ 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、補償範囲(プランや特約)等によって決定されます。実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては契約申込画面等でご確認ください。

●1契約あたりの最低保険料は580円です。なお、この保険契約における解約返戻金はありません。

② 保険料の払込方法・払込期日

☑ 契約概要

⚠ 注意喚起情報

保険料の払込方法は次のとおりです。

保険料の払込手段	払込方法	払込期日
クレジットカード (一括払)	保険料をクレジットカードで払い込む方法です。ご登録いただいたクレジットカードに請求します。	保険契約時に当社が指定する払込期日までです。 なお、お支払い手続き時にクレジットカード会社へカードの有効性等の確認や承認を得る手続きを行い、その承認をもって保険料が払い込まれたものとみなします。

③ 保険料の不払い時の取扱い

⚠ 注意喚起情報

当社指定の払込期日までに保険料の払込みがない場合、当社は事故が発生しても保険金をお支払いいたしません。また、ご契約を解除する場合があります。

約款 ▶ 詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

☑ 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務(申込画面等の記載上の注意事項)

- 保険契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。
- 告知事項とは、ご契約時に、危険および**他の保険契約等**に関する重要な事項で、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。告知義務とは、この事項について、保険契約者が事実を正確に知らせる義務のことです。**詳細は契約申込画面でご確認ください。**
- この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。お申込時には、申込画面等の記載内容を必ずご確認ください。

(2)クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)はできません。

(3)被保険者が死亡した場合の保険金の受取人

被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【主な通知事項】

- ア. 被保険者がこの保険契約の引受対象外の職業に就く場合
- イ. 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合

※引受対象外職業

オートテスター^(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート^(注2)競争選手、猛獣取扱者^(注3)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^(注4)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1)テストライダーをいいます。(注2)水上オートバイを含みます。(注3)動物園の飼育係を含みます。

(注4)レフリーを含みます。

約款 ▶ 通知義務についての詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

(2)被保険者による契約の解除請求

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、保険契約者は、ただちに取扱代理店または当社までご通知ください。

(3)重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

(4)他の身体の障害または疾病の影響について

既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響などにより、保険金をお支払いする傷害の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2)保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3)個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

- 当社は、個人情報を取扱う際に、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸法令に関し、個人情報保護委員会および所管官庁が公表するガイドライン類に定められた義務、ならびに当社のプライバシーポリシーを遵守します。
- 本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社および株式会社ヤマップが、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。
- 契約等の情報交換について
当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

(4)保険期間の途中での特約の追加・削除

全ての特約は保険期間の途中で追加または削除することはできません。

(5)当社が取扱う保険商品について

当社が取扱う保険商品は預金ではなく、また元本保証はなく預金保険制度の対象ではありません。

(6)事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書等、普通保険約款・特約に定める書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

 **約款** ▶ 事故が起こった場合の手続の詳細は、普通保険約款・特約をご参照ください。

お申込方法や商品に関するお問い合わせは募集代理店にて受け付けております。
詳細は募集代理店のWEBサイトもしくは当社ホームページをご覧ください。

保険金のご請求に関するお問い合わせ

0800-100-0547

(受付時間: 平日9:00～17:00)

※土日・祝日・年末年始を除く

当社への苦情・ご意見・ご要望等

0800-100-0684

(受付時間: 平日9:00～17:00)

※土日・祝日・年末年始を除く

指定紛争機関 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241

 (全国共通)

受付時間 平日 9:15～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>